

14. 狩 猟 税

区 分	税率	狩猟者登録総件数	調 定 額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	1,981	25,656
	①法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	②法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	③法附則第32条の2第1項に該当するもの	12	98
	④法附則第32条の2第2項に該当するもの	835	6,847
	⑤上記に該当しないもの	1,134	18,711
	所得割額の納付を要しない者	124	924
	⑥法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	⑦法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	⑧法附則第32条の2第1項に該当するもの	1	5
	⑨法附則第32条の2第2項に該当するもの	79	435
	⑩上記に該当しないもの	44	484
	課税免除	69	-
	⑪法附則第32条第1項に該当するもの	-	38
⑫法附則第32条第2項に該当するもの	-	31	
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	142	828
	⑬法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	⑭法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	⑮法附則第32条の2第1項に該当するもの	1	4
	⑯法附則第32条の2第2項に該当するもの	81	332
	⑰上記に該当しないもの	60	492
	所得割額の納付を要しない者	19	82
	⑱法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	⑲法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	⑳法附則第32条の2第1項に該当するもの	1	3
	㉑法附則第32条の2第2項に該当するもの	7	19
	㉒上記に該当しないもの	11	60
	課税免除	9	-
	㉓法附則第32条第1項に該当するもの	-	2
㉔法附則第32条第2項に該当するもの	-	7	
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	398	2,181
	㉕法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	㉖法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	㉗法附則第32条の2第1項に該当するもの	9	37
	㉘法附則第32条の2第2項に該当するもの	255	1,045
	㉙上記に該当しないもの	134	1,099
	所得割額の納付を要しない者	30	106
	㉚法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	㉛法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	㉜法附則第32条の2第1項に該当するもの	2	5
	㉝法附則第32条の2第2項に該当するもの	19	51
	㉞上記に該当しないもの	9	50
	課税免除	23	-
	㉟法附則第32条第1項に該当するもの	-	9
㊱法附則第32条第2項に該当するもの	-	14	
第二種銃猟登録免許に係る登録		133	665
	㊲法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	-
	㊳法第700条の52第2項第2号に該当するもの	-	-
	㊴法附則第32条第1項に該当するもの	-	-
	㊵法附則第32条第2項に該当するもの	-	-
	㊶法附則第32条の2第1項に該当するもの	-	-
	㊷法附則第32条の2第2項に該当するもの	24	65
	㊸上記に該当しないもの	109	600
① ~ ㊸ の 合 計		2,928	30,442